

入善町国民保護計画新旧対照表（平成 30 年度変更分）

修正箇所(項)	修正前	修正後	備考
P7 第1編 第4章(3)	<p>入善町の総人口は__平成 22 年 10 月の国勢調査で、<u>27,182</u>人であり、<u>中心市街地のある入善地区に約 6,500 人と飯野地区に約 5,200 人と 2 地区で約半数を占めている。</u></p> <p><u>その他の地区は黒部川扇状地に散居村を形成しており、人口が分散している。</u></p> <p>また、<u>65 歳以上の高齢者が多く、人口比率 28 パーセントと高齢化が進んでいる。</u></p>	<p>入善町の総人口は、<u>平成 27 年 10 月の国勢調査で 25,335</u>人であり、<u>中心市街地には人口が密集している。その他の地区においては、黒部川扇状地に散居村を形成しており、人口が分散している。</u></p> <p>また、<u>65 歳以上の高齢者が多く、人口比率 33 パーセントと高齢化が進んでいる。</u></p>	○時点修正および表記の修正
P8 第1編 第4章(4)	<p>町の主要道路は、東西に横断している<u>国道 8 号線</u>であり、町を東西に延びる__<u>県道黒部朝日公園線、新屋横断線、舟見横断線及び県道魚津生地入善線</u>で、東は朝日町、西は黒部市に連絡している。</p>	<p>町の主要道路は、東西に横断している<u>国道 8 号</u>であり、町を東西に延びる<u>県道魚津入善線、県道黒部朝日公園線、新屋横断線、舟見横断線及び県道魚津生地入善線</u>で、東は朝日町、西は黒部市に連絡している。</p>	○入善黒部バイパス（現国道 8 号）完成に伴う変更
P8 第1編 第4章(5)	<p>公共交通として鉄道は、町を東西に横断している J R 西日本の北陸新幹線とあいの風とやま鉄道のあいの風とやま鉄道線が走っている。__<u>あいの風とやま鉄道の駅は入善駅、西入善駅の 2 駅である。</u></p> <p>また__<u>バス路線としては、町営バスを 2 路線運行しており、町の市街地__と舟見のふれあい温泉を結んだ舟見線と市街地から黒部市役所宇奈月庁舎又は中沢公民館を結んだ新屋線（朝タルート）が運行している。</u></p> <p>その他、<u>デマンド交通（予約式乗合型交通システム）として、__「ウチマエくん」を運行している。</u></p>	<p>公共交通として鉄道は、町を東西に横断している J R 西日本の北陸新幹線とあいの風とやま鉄道のあいの風とやま鉄道線が走っている。<u>町内には、あいの風とやま鉄道の駅は入善駅、西入善駅の 2 駅が立地している。</u></p> <p><u>二次交通としては、北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅とあいの風とやま鉄道入善駅間を結ぶアクセス交通が運行されている。</u></p> <p>また<u>町営バス路線としては、__市街地や商業施設と舟見の温泉施設間を運行する舟見線、市街地と宇奈月市民サービスセンター又は中沢公民館を結ぶ新屋線の 2 路線を運行している。</u></p> <p>その他、<u>デマンド交通（予約式乗合型交通システム）として、<u>町内全域で「ウチマエくん」を運行している。</u></u></p>	○表記の修正

修正箇所(項)	修正前	修正後	備考
P26 第2編 第1章 第5 2(1)	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、 <u>県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。</u>	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、 <u>県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特 有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で 行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いる など実践的なものとするよう努める。</u>	○「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
P30 第2編 第2章 5	町は、県が行う避難施設の指定に際しては、 <u>必要な情報を提供するなど県に協力する。</u>	町は、県が行う避難施設の指定に際しては、 <u>施設の収容人数、 構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。</u>	○「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
P34 第2編 第4章 2	また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（ <u>内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」</u> など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。	また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等を活用し、 <u>全国瞬時警報システム（J- ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動 について平素から周知に努めるものとする。</u>	○「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
P50 第3編 第4章 第1 2	また、 <u>広報車の使用、ケーブルテレビの放送、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</u>	また、 <u>登録制メール、広報車の使用、ケーブルテレビの放送、 消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼な どの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</u>	○登録制メール（入善町緊急情報メール）の整備に伴う変更
P58 第3編 第4章 第2 3	<u>弾道ミサイル攻撃の場合</u> ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。	<u>弾道ミサイル攻撃の場合</u> ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。	○「国民保護に関する基本指針」の変更に伴う変更

修正箇所(項)	修正前	修正後	備考
	<p>(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ__近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難することとなる。)</p>	<p>(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ__近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難することとなる。)</p>	